

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	介護保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和8年2月16日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131,132の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、116、125、128、131、132、137、 144、145、158、161の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	郡山市保健福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び被保険者と同一の世帯員
その必要性	個人を正確に特定し、公平かつ公正な介護保険事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	法令に基づき記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	保健福祉部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、市民税課、生活支援課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (福島県国民健康保険団体連合会) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者の資格及び保険料情報を正確に把握する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、国民健康保険課、収納課、各行政センター及び連絡所、市民サービスセンター、DX戦略課(電算室)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	介護保険法に基づく、介護保険事務(資格、賦課、収納、認定、給付)において使用する。	
	情報の突合	本人からの申請内容の確認を行うため、介護保険システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	
介護保険システムの賃貸借・保守	
①委託内容 介護保険システムの運用機機賃貸借・保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 富士通Japan株式会社福島公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項2	
介護保険情報管理運用業務	
①委託内容 介護保険の資格、賦課、収納、認定、給付に関する内容の管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社福島情報処理センター	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (20) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	2. ④に同じ
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③に同じ
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)
②移転先における用途	別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2に掲げるもの(別紙2を参照)
①法令上の根拠	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(別紙2を参照)
②移転先における用途	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2中欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2右欄に掲げる介護保険法による保険料の納付状況若しくは徴収に関する情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 () [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><郡山市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

《宛名情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.宛名コード 4.履歴番号 5.世帯コード 6.基本氏名カナ 7.基本氏名 8.基本通称名カナ 9.基本通称名 10.氏名利用区分 11.基本生年月日 12.基本性別コード 13.基本続柄コード 14.基本住所コード 15.基本市内外区分 16.基本カスタマーコード 17.基本住所 18.基本住所方書 19.基本郵便番号 20.地区コード1
21.地区コード2 22.地区コード3 23.地区コード4 24.地区コード5 25.住民区分 26.住民日届出日 27.住民日異動日 28.住民日異動事由コード 29.非住民日届出日 30.非住民日異動日 31.非住民日異動事由コード 32.基本届出日 33.基本異動日 34.基本異動事由コード 35.国籍コード 36.入国目的コード 37.在留期間開始日 38.在留期間終了 39.転入区分 40.転入住所 41.転入住所方書 42.送付先名 43.送付先住所コード 44.送付先市内外住所区分 45.送付先カスタマーコード 46.送付先住所 47.送付先住所方書 48.送付先郵便番号 49.送付先開始日 50.送付先開始理由コード 51.送付先終了日 52.送付先終了理由コード 53.送付先備考 54.送付先利用区分 55.自宅連絡先名 56.自宅電話番号 57.自宅FAX番号 58.勤務先連絡先名 59.勤務先名称 60.勤務先電話番号 61.勤務先内線番号 62.その他連絡先名 63.その他名称 64.その他連絡先電話番号 65.その他内線番号 66.連絡先備考 67.その他連絡先名2 68.その他名称2 69.その他連絡先電話番号2 70.その他内線番号2 71.その他連絡先名3 72.その他名称3 73.その他連絡先電話番号3 74.その他内線番号3 75.個人番号

《資格情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.被保険者番号 4.資格得喪履歴連番 5.宛名コード 6.資格異動日 7.資格取得日 8.資格喪失日 9.一号該当日 10.資格異動事由コード 11.資格情報削除フラグ 12.被保険者区分 13.被保険者送付先連番 14.資格届出日 15.市町村資格取得日 16.市町村資格喪失日 17.市町村一号該当日 18.異動フラグ 19.証振区分 20.証交付状況区分 21.証交付日 22.証有効開始日 23.証有効期限日 24.証作成事由コード 25.証返還日 26.証返還督促状発行日 27.証返還督促状発行回数 28.証返還督促状番号 29.施設入所履歴連番 30.施設入所日 31.施設退所日 32.入所施設事業者コード 33.施設入所種別区分 34.他市町村住居地 35.旧措置フラグ 36.旧措置者フラグ 37.旧措置者終了日 38.入所連絡票送付日 39.退所連絡票送付日 40.変更連絡票送付日 41.転出通知送付日 42.退所理由区分 43.適用開始日 44.他市町村コード 45.他市町村被保険者番号 46.入所連絡票受理日 47.退所連絡票受理日 48.変更連絡票受理日

《認定情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.支所コード 4.被保険者番号 5.履歴番号 6.要介護認定申請日 7.調査回数 8.認定状態区分 9.認定進行フラグ 10.訪問調査進行フラグ 11.意見書進行フラグ 12.審査会進行フラグ 13.要介護認定廃止区分 14.要介護認定廃止日 15.職権修正区分 16.職権修正日 17.職権修正者管理市町村コード 18.職権修正者コード 19.要介護認定申請区分 20.受付場所コード 21.申請者関係コード 22.申請代行業者管理市町村コード 23.申請者宛名コード 24.申請者氏名 25.申請者住所 26.申請者郵便番号 27.申請者郵便番号 28.入所施設管理市町村コード 29.入所施設コード 30.訪問調査回数 31.調査委託日 32.予定調査実施日 33.訪問調査日 34.訪問調査開始時刻 35.調査委託事業者管理市町村コード 36.調査委託事業者コード 37.訪問調査管理市町村コード 38.訪問調査員コード 39.調査結果入手日 40.かかりつけ医医療機関管理市町村コード 41.かかりつけ医コード 42.かかりつけ医氏名 43.意見書回数 44.意見書作成医療機関管理市町村コード 45.意見書作成医医療機関コード 46.意見書作成医管理市町村コード 47.意見書作成医コード 48.意見書作成医氏名 49.意見書医区分 50.かかりつけ医意見書作成依頼日 51.かかりつけ医意見書作成日 52.かかりつけ医意見書入手日 53.疾病区分 54.傷病名 55.一次審査日 56.一次審査要介護状態区分 57.一次判定結果(認知症加算) 58.二次審査依頼日 59.二次審査会 60.審査会会場コード 61.審査会開始時刻 62.審査会コード 63.審査順番号 64.一次判定結果変更事由 65.二次審査要介護状態区分 66.認定有効月数 67.要介護認定日 68.認定有効開始日 69.認定有効終了日 70.要介護認定認定理由コード 71.認定通知書通知日 72.認定通知書最新発行日 73.処分延期事由コード 74.処分延期決定日 75.認定処理予定日 76.処分延期事由コード 77.処分延期決定日 78.認定処理予定日 79.処分延期通知書最新発行日 80.処分延期通知書通知日 81.処分延期通知書発行回数 82.備考訪問調査 83.備考意見書 84.備考審査会 85.認定センタ送信日 86.再調査区分 87.廃止フラグ 88.認知症高齢者の目印 89.法改正フラグ 90.蓋然性評価コード 91.蓋然性評価パーセント 92.推定給付区分コード 93.要介護1状態像コード 94.審査会意見 95.不服審査前の二次審査要介護状態区分

《給付情報》

1.保険者番号 2.市町村コード 3.被保険者番号 4.居宅有効開始日 5.居宅有効終了日 6.最新届出フラグ 7.届出日 8.届出区分 9.作成区分 10.居宅介護支援事業所番号 11.事業者区分 12.介護支援専門員名 13.計画変更事由 14.小規模多機能居宅サービス利用有無 15.電話番号 16.委託先居宅介護支援事業者番号 17.申請者関係コード 18.代理人-委任日 19.代理人-郵便番号 20.代理人-住所 21.代理人-電話番号 22.代理人-氏名 23.申請受付日 24.申請受付者所属コード 25.申請受付者職員コード 26.申請受付場所コード 27.支所コード 28.国保連提出区分 29.国保連送付済フラグ 30.対象年月 31.種別区分 32.作成日 33.給付管理票作成区分 34.居宅介護サービス計画作成区分 35.要介護状態区分 36.限度額適用開始年月 37.限度額適用終了年月 38.支給限度額 39.前月まで給付計画日数 40.指定サービス分小計 41.基準該当サービス分小計 42.給付計画合計点数 43.担当介護支援専門員番号 44.委託先担当介護支援専門員番号 45.申請届出日 46.申請受付日 47.申請受付者所属コード 48.申請受付者職員コード 49.申請受付場所コード 50.口座名義人カナ 51.口座名義人 52.送付先連番 53.送付先宛名コード 54.貸付申請区分コード 55.貸付番号 56.貸付日 57.貸付額 58.貸付終了日 59.保険請求額 60.利用者負担額 61.国保連提出区分コード 62.支給区分コード 63.支給決定日 64.点数 65.支払金額合計 66.支給不支給理由 67.受領委任区分 68.受領委任事業者番号 69.償還処理状態区分 70.支払状態区分 71.領収証確認フラグ 72.サービス提供証明書確認フラグ 73.受領委任確認フラグ 74.審査自庁区分 75.支払予定開始日-委託時窓口払用 76.支払予定終了日-委託時窓口用 77.償還連絡票作成年月 78.福祉用具購入日 79.福祉用具商品名 80.福祉用具種

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険システム> 対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、 unnecessary 閲覧が行われないようにする。また、他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とし、個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われているおそれがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 各事務システム間での情報連携のために、各事務システムの副本データを置くものであり、各事務システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。また、連携する各事務システムにおいて、必要情報を事前に登録してあり、それ以外の情報は取得できないシステムとなっている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・共通基盤システムを経由した各事務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。 ・このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。 ・また、メンテナンス等を行う場合には、操作ログを保管する機能を有している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険システム> 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①特定個人情報の中間サーバーとの連携システムであり、その他のシステムに連携する機能は有していない。 ②中間サーバーからの要求にこたえるだけであるので、必要な情報の切り分けは、統合宛名システムでは行われない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①情報の格納 ・自動でデータの副本を更新するシステムである。 ②情報の取得 ・自動で必要な情報を取得するのみで、それ以外の情報は取得できないシステムとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	業務上、必要とする所属の職員に限定し、個人ごとにIDを割り当て、共用IDは禁止している。
その他の措置の内容	-
	<選択肢>

リスクへの対策は十分か

「 十分である 」

- 1) 特に力を入れている
- 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関連規則等、郡山市情報セキュリティ要綱及び郡山市情報セキュリティ対策基準等の業務実施に関係する法令等を遵守すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の保護に関する法律、郡山市個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定等に基づき、庁内で扱う個人情報の流出を防いでいる。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><徴収システムにおける措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	上記リスク1に係る措置の内容に加え、中間サーバから発出される突合ファイルによる突合を可能としている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>	
その内容	<p>①令和5年9月、委託先から派遣された当市マイナンバーカード申請窓口等の業務に従事する者が、市役所窓口において、マイナンバーカードの再申請を行った住民1名の氏名・生年月日・連絡先を私的利用目的でメモし、その後私的な連絡のやり取り及び直接面会を行ったことが令和6年3月に発覚。</p> <p>②令和6年3月、市内認可保育施設34施設と運営法人4か所の計38か所へ、令和5年度障害児保育補助金についての事務連絡を送信。その際、宛先設定のあるメールを再利用し、古い添付データ(氏名、生年月日、障害手帳の交付の有無が記載された3名分の名簿)を削除せず送信。</p> <p>③令和6年11月、市が主催する事業において、受託事業者及び再委託先事業者が、本市宛てに電子メールを送信する際、そのメールアドレスが誤っていたことが判明。このメールには、516件の個人情報が記載されたデータが添付されていた。</p> <p>④令和6年11月、市が主催する事業において、当該事業を受託した受託事業者から再委託を受けた再委託先事業者が使用する、再委託先事業者のサーバー管理事業者が使用するサーバーが、ランサムウェアの被害を受けていることが発覚。サーバー内には当該事業参加申込者の個人情報1,513件が含まれていた。</p>		

	<p>⑤令和6年12月、3歳児健康診査精密検査の受診に係る文書を発送したところ、2件の間で文書の誤封入が発生。</p> <p>⑥令和7年3月、本市放課後児童クラブで令和7年度から導入する入退室管理システムのテスト運用において、IDの二重付番により他自治体の一部の利用者のアプリ画面で郡山市の入所児童の氏名等が表示されていたことが判明した。</p>
再発防止策の内容	<p>①委託先から提出された教育実施報告の適正性を確認し、契約に基づく指示・監督の徹底。毎月1回、業務責任者が抜き打ちで個人情報の取り扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、結果を市に報告することとした。</p> <p>②原則、過去のメールの再利用を禁止し、個人情報が含まれるメールを送信する際には、送信前に内容を複数人でチェックし、実行することとした。なお、個人情報を取り扱う際の職員の意識について、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努める。</p> <p>③メールの取扱いに係る情報セキュリティ対策基準に基づいた適正な管理を徹底。委託先に対し、原因分析を行うとともに、複数人による二重チェックを徹底するなど、適正な個人情報の取扱いを徹底するよう指導。</p> <p>④委託先事業者に対し、情報セキュリティ対策等の周知、徹底を図ることについて指導するとともに、受託事業者、再委託先事業者に対しても情報セキュリティ対策等の安全管理措置が講ぜられていることの確認及び徹底を指導し、適正な事務処理と再発防止に努める。</p> <p>⑤文書封入時は特に慎重に確認作業を行うよう係員への注意喚起を実施。文書を送付する際の複数の職員での確認の徹底及び確認方法の手順の明文化を図る。</p> <p>⑥当市から指定管理者に対し、ID付番の作業内容の確認と、再防止策の指導の徹底。同一IDに二重登録が出来ないようにする等の改善措置を講じたシステム導入し、再発防止を図る。</p> <p>⑦他自治体からの健診依頼に関する事務手順や作業期限を見直し、定例の母子保健担当者会議において情報共有を行い、注意喚起を図った。</p>

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><郡山市における措置></p> <p>①事務担当部署が使用部署に対し、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策通知 ・情報セキュリティ対策遵守徹底事項カード配布 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒963-8601郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒963-8601郡山市朝日一丁目23番7号 保健福祉部介護保険課 管理係 024-924-3021
②対応方法	全庁共通の問合せ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月29日	I-1-②事務の内容		⑭～⑳を追加	事後	
平成28年2月29日	II-5-移転先2		移転先2を追加	事後	
平成29年7月11日	I-5-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護給付等関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項 (93,94)	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、 42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、 94、95、97、108、109、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94,95の項	事後	
平成29年7月11日	I-6-②所属長	佐藤 宏之	介護保険課長 大越 一彦	事後	
平成29年7月11日	別紙1	法令上の根拠(項番) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117	法令上の根拠(項番) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、 42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、 94、95、97、108、109、119の項	事後	
令和1年6月27日	I-5 ②所属長の役職名	介護保険課長 大越 一彦	保健福祉部介護保険課長	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	II-5別紙2	法令上の根拠(項番) 4、24	法令上の根拠(項番) 3、22	事後	条例改正のため
令和1年6月27日	Ⅲ-6>リスク2 不正な提供が行われるリスク>リスクに対する措置の内容	-	上記リスク1に係る措置の内容に加え、中間サーバから発出される突合ファイルによる突合を可能としている。	事後	
令和1年6月27日	Ⅲ-6>リスク2:不正な提供が行なわれるリスク>リスクへの	-	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV-① 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部ソーシャルメディア推進課(市政情報センター) 電話024-924-3511	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511	事後	組織改編のため

令和3年9月1日	I-5-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護給付等関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護給付等関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項	事後	
令和3年9月1日	I-6-②所属長の役職名	保健福祉部介護保険課長	介護保険課長	事後	
令和3年9月1日	II-5-提供先	番号法第19条第7号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	事後	
令和3年9月1日	II-5-①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号 別表第二(別紙1を参照)	事後	
令和3年9月1日	II-5-②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二の第2欄に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に掲げる者(別紙1を参照)	事後	
令和3年9月1日	(別紙1)	番号法第19条第7号別表第二に定める事務	番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	
令和8年2月4日	I-1-②事務の内容	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律27号。以下「番号法」という。)	事後	
令和8年2月4日	I-2-システム2-①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)	庁内連携システム	事後	

令和8年2月4日	I-4 法令上の根拠	番号法第9条別表第一 68項	番号法第9条第1項 別表100の項	事後	
令和8年2月4日	I-5-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護給付等関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93.94.95の項	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131,132の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項	事後	
令和8年2月4日	II-3-① 入手元	社会福祉課	生活支援課	事後	
令和8年2月4日	II-3-④ 使用の主体 使用部署	ソーシャルメディア推進課	DX戦略課	事後	
令和8年2月4日	II-4-委託事項1-③ 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社福島公共ビジネス部	事後	
令和8年2月4日	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1を参照)	事後	
令和8年2月4日	II-5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照)	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)	事後	
令和8年2月4日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<<認定情報>> 16.職権修正区分 ~ 96.不服審査前の二次審査要介護状態区分	<<認定情報>> 15.職権修正区分 ~ 95.不服審査前の二次審査要介護状態区分	事後	